



宮 崎 県 公 報

令和4年4月11日 (月曜日) 第 296 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

	頁	
規 則		
○宮崎県産業開発青年隊規則の一部を改正する規則…………… (管理課) 1		○宮崎県収入証紙売りさばき人の指定…………… (会計課) 5
告 示		○宮崎県収入証紙売りさばき人の指定の取消し (2件) …………… (“) 6
○漁業災害補償法に基づく区域及び区分の指定の一部改正…………… (水産政策課) 4		公 告
○都市計画の変更 (6件) …………… (都市計画課) 4		○県営土地改良事業の工事の完了…………… (農村整備課) 6
		○基本測量の終了の通知…………… (管理課) 6
		○落札者等の公告…………… 6
		公安委員会公告
		○警備員等の検定の実施について…………… 6

規 則

宮崎県産業開発青年隊規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和4年4月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第29号

宮崎県産業開発青年隊規則の一部を改正する規則

宮崎県産業開発青年隊規則 (平成22年宮崎県規則第4号) の一部を次のように改正する。
別記様式第1号を次のように改める。

別記
様式第 1 号 (第 8 条関係)

(表面)

年度 宮崎県産業開発青年隊受験願書

履 歴 票

応募種類 (志望順に①②を付ける) <input type="checkbox"/> 施工管理課程 <input type="checkbox"/> 専攻課程	選抜試験	受験会場	※ 受験番号 (記入しない)	(写 真 欄) 
ふりがな 氏 名	生年月日・年齢(レ印を付ける) <input type="checkbox"/> 昭和 年 月 日生 <input type="checkbox"/> 平成 (年 月 日現在 満 歳)		・タテ4.0cm×3.0cm ・申請前6か月以内に撮影した もの ・脱帽、正面向きのもの ・本人と確認できるもの ・写真の裏面に氏名を記入して ください	
現住所(寮、下宿、アパート等の場合には、建物の名称、同居先等を明確に記入してください。) (〒 -) (TEL - -)				送り先
連絡先(現住所と同じ場合には「同上」と記入すること。) (〒 -) (TEL - -)				送り先
ふりがな ※保護者氏名	住所(〒 -) (TEL - -)			
学 歴 (最終学歴とその前を記入してください。)				
学 校 名	学部名	学科名	専 攻	所属クラブ名
(最 終)				
(その前)				
在 学 期 間				
年 月 から 年 月 まで				
卒 ・ 卒 業 見 込 — 年 在 学 中 ・ — 年 中 退				
職 歴 (本人の職歴、新たに勤務する予定がある場合に記入してください。)				
勤 務 先 の 名 称		部 課 名	在 職 期 間	
			年 月 から 年 月 まで	
			年 月 から 年 月 まで	
取得(見込)の資格免許があれば記入してください。				
資格・免許の名称	取得(見込)年月	資格・免許の名称	取得(見込)年月	

合格通知の送り先をどちらか〇印を付けてください。

- 1) 願書は受験者本人が記入して下さい。
- 2) 保護者の欄は、本人が未成年の場合のみ記入して下さい。
裏面も必ず記入してください。

入隊試験手数料 (2,200円)

宮崎県収入証紙 (消印しないこと)	(は り つ け)
----------------------	-------------

別記様式第 2 号中「なお、本人が宮崎県産業開発青年隊に係る一切の費用を納入しない場合には、本人に代わって保証人が納入します。」及び「㊟」を削る。

別記様式第 3 号、別記様式第 4 号及び別記様式第 6 号中「㊟」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(用紙に関する経過措置)

2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の宮崎県産業開発青年隊規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

告 示

宮崎県告示第 265号

漁業災害補償法に基づく区域及び区分の指定（平成14年宮崎県告示第 427号）の一部を次のように改正し、公表の日から適用する。

なお、同日前に責任期間が始まる共済契約については、なお従前の例による。

令和 4 年 4 月 11 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
加入区 の名称	区 域	区 分	加入区 の名称	区 域	区 分
[略]			[略]		
中部加 入区	[略]	1 機船船びき網漁業 2 小型まぐろ漁業及びさし網漁業（総トン数10トン以上の漁船により、さし網を使用して行う漁業をいう。） 3 宮崎漁業協同組合の地区の者が営む小型漁船漁業 4 [略]	中部加 入区	[略]	1 機船船びき網漁業及び小型まぐろ漁業 2 さし網漁業（総トン数10トン以上の漁船により、さし網を使用して行う漁業をいう。）及び宮崎漁業協同組合の地区の者が営む小型漁船漁業 3 [略]
[略]			[略]		
宮崎市 加入区	[略]	1 旧青島漁業協同組合の地区の者が営む小型機船底びき網等漁業 2～4 [略] 5 小型まぐろ漁業及び大型定置漁業	宮崎市 加入区	[略]	1 旧青島漁業協同組合の地区の者が営む小型機船底びき網等漁業、小型まぐろ漁業及び大型定置漁業 2～4 [略]
[略]			[略]		

宮崎県告示第 266号

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第18条第 1 項の規定により、次のとおり都市計画を変更した。

なお、関係図書は、宮崎県県土整備部都市計画課及び宮崎県宮崎土木事務所並びに宮崎市都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和 4 年 4 月 11 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 都市計画の種類及びその名称

(1) 種類

宮崎広域都市計画道路

(2) 名称

3・3・7号旭通線

2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 追加する部分

宮崎市堀川町、昭和町及び永楽町の各一部

(2) 削除する部分

宮崎市永楽町の一部

宮崎県告示第 267号

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用

する同法第18条第1項の規定により、次のとおり都市計画を変更した。

なお、関係図書は、宮崎県県土整備部都市計画課及び宮崎県宮崎土木事務所並びに宮崎市都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和4年4月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 都市計画の種類及びその名称

- (1) 種類
宮崎広域都市計画道路
- (2) 名称
3・4・5号昭和通線

2 都市計画を変更する土地の区域

- (1) 追加する部分
なし
- (2) 削除する部分
宮崎市堀川町、昭和町及び永楽町の各一部

宮崎県告示第 268号

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次のとおり都市計画を変更した。

なお、関係図書は、宮崎県県土整備部都市計画課及び宮崎県宮崎土木事務所並びに宮崎市都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和4年4月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 都市計画の種類及びその名称

- (1) 種類
宮崎広域都市計画道路
- (2) 名称
3・4・7号中村木崎線

2 都市計画を変更する土地の区域

- (1) 追加する部分
宮崎市大字本郷南方の一部
- (2) 削除する部分
宮崎市大字本郷南方の一部

宮崎県告示第 269号

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次のとおり都市計画を変更した。

なお、関係図書は、宮崎県県土整備部都市計画課、宮崎県宮崎土木事務所及び宮崎県高岡土木事務所並びに宮崎市都市計画課、宮崎市佐土原総合支所及び宮崎市高岡総合支所において公衆の縦覧に供する。

令和4年4月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 都市計画の種類及びその名称

- (1) 種類
宮崎広域都市計画道路
- (2) 名称
3・3・12号花見浜子線
3・5・9号高岡本町通線
3・5・14号松小路通線

2 都市計画を変更した土地の区域

- (1) 追加する部分
なし
- (2) 削除する部分
なし

宮崎県告示第 270号

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次のとおり都市計画を変更した。

なお、関係図書は、宮崎県県土整備部都市計画課及び宮崎県宮崎土木事務所並びに宮崎市都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和4年4月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 都市計画の種類及びその名称

- (1) 種類
宮崎広域都市計画道路
- (2) 名称
3・3・4号神宮裏参道通線

2 都市計画を変更した土地の区域

- (1) 追加する部分
なし
- (2) 削除する部分
宮崎市神宮東三丁目の一部

宮崎県告示第 271号

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次のとおり都市計画を変更した。

なお、関係図書は、宮崎県県土整備部都市計画課及び宮崎県高鍋土木事務所並びに都農町建設課において公衆の縦覧に供する。

令和4年4月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 都市計画の種類及びその名称

- (1) 種類
都農都市計画道路
- (2) 名称
3・4・9号駅前通線

2 都市計画を変更した土地の区域

- (1) 追加する部分
なし
- (2) 削除する部分
都農町大字川北字森及び字明田の各一部

宮崎県告示第 272号

宮崎県収入証紙条例（昭和39年宮崎県条例第34号）第5条第1項の規定により、収入証紙売りさばき人を次のとおり指定した。

令和4年4月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

売りさばき人の氏名	売りさばきをする場所	指定年月日
日南地区建設業協会	日南市戸高2丁目1番地6	令和4年4月1日

宮崎県告示第 273号

宮崎県収入証紙条例施行規則（昭和39年宮崎県規則第11号）第12条第1項の規定により、次のとおり収入証紙売りさばき人の指定を取り消した。

令和4年4月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

指定を取り消した売りさばき人の氏名	指定を取り消した売りさばきをする場所	指定取消年月日
安田久美子	宮崎市橋通東1丁目9番10号 宮崎総合庁舎内売店	令和4年3月31日

宮崎県告示第 274号

宮崎県収入証紙条例施行規則（昭和39年宮崎県規則第11号）第12条第1項の規定により、次のとおり収入証紙売りさばき人の指定を取り消した。

令和4年4月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

指定を取り消した売りさばき人の氏名	指定を取り消した売りさばきをする場所	指定取消年月日
公益社団法人日南市シルバー人材センター	日南市戸高1丁目12番地1 日南総合庁舎内	令和4年3月31日

公 告

次の地区の県営土地改良事業の施行に伴う工事は、完了した。

令和4年4月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

地区名	市町村名	事業名	完了年月日
東郷	日南市	基幹水利施設ストックマネジメント事業	令和4年2月10日

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から、次のとおり基本測量が終了した旨の通知があった。

令和4年4月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 作業の種類
基本測量（航空重力測量）
- 作業地域
宮崎県内全域
- 作業終了日

令和4年3月25日

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和4年4月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 落札に係る物品等の名称及び数量
宮崎県広報紙「県広報みやざき」及び宮崎県議会広報紙「県議会の動き」の印刷（単価契約） 令和4年度発行予定部数 2,052,000部（毎号約 342,000部×年6回）
- 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号
- 落札者を決定した日
令和4年3月30日
- 落札者の氏名及び住所
株式会社宮崎南印刷 宮崎市大字田吉字赤江 350番1
- 落札金額
25,08円
- 一般競争入札の公告を行った日
令和4年2月17日

公安委員会公告

宮崎県公安委員会公告第5号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条に規定する、警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定を、次のとおり実施する。

令和4年4月11日

宮崎県公安委員会委員長 島津久友

- 検定の種別、級及び検定実施日時

種別	級	実施日時
雑踏警備業務	2級	令和4年7月14日（木）午前9時30分から午後5時ころまで

※ 当日の受付は、午前9時から午前9時30分までの間に済ませること。

- 実施場所
宮崎市清武町今泉丙2559番地1
宮崎県建設技術センター
- 定員
30人（受付先着順とする。）
- 受検資格
宮崎県内に住所を有する者又は宮崎県内の営業所に属している警備員
- 検定申請手続
 - 受付期間
令和4年4月18日（月）から5月6日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで
 - 検定申請書等提出先
受検者の住所地又はその属する営業所の所在地を管轄する警

察署 (郵送による提出は認めない。)

(3) 提出書類

ア 検定申請書 1 通

イ 住所地を疎明する書面 (宮崎県内に住所を有する者に限る。)

ウ 当該営業所に属していることを疎明する書面 (宮崎県外に住所を有し、宮崎県内の営業所に属する警備員に限る。)

エ 写真 2 枚 (申請前 6 月以内に撮影した縦 3.0 センチメートル、横 2.4 センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの)

オ 代理人が提出する場合は、申請者の委任状

6 手数料

検定申請書を提出する際、13,000 円相当額の宮崎県収入証紙により納付すること。

納付された手数料については、受検辞退その他いかなる場合にも返還しない。

7 検定の方法等

学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験を実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては実技試験を行わない。

また、実技試験においても、試験途中に合格点に達しないことが明らかとなった場合は、その者に対する試験を中断し、以降の実技試験は行わない。

(1) 学科試験の内容

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 雑踏の整理に関すること。

エ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験の内容

ア 雑踏の整理に関すること。

イ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

8 その他

(1) 受検票は、当日検定会場で交付する。

(2) 受検に際しては、筆記用具、室内用運動靴を持参すること。

(3) この検定の実施に際して収集する個人情報は、この検定に関する目的以外には使用しない。

(4) 公示後、社会情勢の変化により、検定実施の見合せ等の措置を講ずる必要が生じた場合には、速やかに県警ホームページに掲載する。

(5) 本件に関する問合せは、宮崎県警察本部生活安全部生活環境課警備業係 (電話番号 0985-31-0110) に行うこと。

--	--